

PTA 会員様への重要連絡事項

4月後半から緊急事態宣言が発令され、学校行事も延期されておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。さて、この度、令和3年度の実行委員会がZoomにて行われましたので、結果について会員様にお知らせいたします。

▼ 2021 年度 5 月 実行委員会における会則・内規変更について

1 会則改正について

本校住所、設立年月日を追加させていただきました。

会則 第一章総則

○第1条（名称、事務所）

（現行）本会を松沢小学校PTAと称し、事務所を同校内におく。

（改正後）本会を松沢小学校PTAと称し、

事務所を東京都世田谷区赤堤4丁目44番22号、同校内PTA室におく。

○付則

（現行）第25条 本会則は、平成29年（2017年）4月1日より効力を発する。

（改正後）第25条 本会則は、平成29年（2017年）4月1日より効力を発する。

平成6年4月1日 本会設立

2 内規改正について

PTAホームページのリニューアルにつき、新しく内規を追加させていただきました。

内規

（現行）3. 本内規の改廃は、実行委員会の決議によって行う。

以下余白

（改正後）3. ホームページ

本会のホームページは、会則第二章に定める活動を推進するために作成し、別に定められた規約に則り運用する。

ホームページの運用に携わるボランティアスタッフは、これを遵守する。

4. 本内規の改廃は、実行委員会の決議によって行う。

以下余白

以上3つの改正案につき、今年度の実行委員会の構成員である役員・委員27名中、賛成27名、反対0名、無投票0名にて、全て可決されましたことをご報告申し上げます。